

「とみや放課後児童クラブのための新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」の改訂について

《今回の改訂箇所について》

改訂箇所	改訂前	改訂後
表紙	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1版</li> <li>・令和2年8月</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2版</li> <li>・令和2年8月（令和2年12月改訂）</li> </ul>
1ページ 引用・参考資料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省HP、新型コロナウイルスに関するQ&amp;A（一般に方向け、令和2年7月17日時点版、医療機関・検査機関向け、令和2年6月5日時点版）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省HP、新型コロナウイルスに関するQ&amp;A（一般に方向け、令和2年11月10日時点版、医療機関・検査機関向け、令和2年9月28日時点版）</li> </ul>
4～5ページ 4 感染症対策の留意点 (1)の⑤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（症状が4日以上続く場合）</li> <li>・かかりつけ医または新型コロナウイルス感染症に関する健康電話相談窓口にご相談するよう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>削除</li> <li>・かかりつけ医に電話相談すること、かかりつけ医がいない場合や相談先がわからない場合には受診・相談センターに電話するよう</li> </ul>
5ページ 〔 〕内のコールセンター名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症に関する健康電話相談窓口（コールセンター）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受診・相談センター（コールセンター）</li> </ul>
13ページ 児童クラブにおける新型コロナウイルス感染症に係る対応フロー【No.1】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【3】児童または職員がPCR検査実施することが判明した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【3】児童または職員がPCR検査実施することが判明した場合（同居する家族も含む）</li> </ul>
14ページ 児童クラブにおける新型コロナウイルス感染症に係る対応フロー【No.2】	<ul style="list-style-type: none"> <li>フローの内容見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【2】児童または職員が濃厚接触者の場合の対応フロー変更</li> <li>・【3】児童または職員が発熱や風邪症状等によりPCR検査を受けた場合の対応フローを追加</li> <li>・《協議による対応フロー》内の【2】の部分を削除</li> </ul>